株式会社伊豆の里継続雇用規程

(目的)

第 1条 この規程は、正規労働者就業規則第38条第2項及び第3項とパートタイム 労働者就業規則第38条第2項及び第3項における継続雇用に係る各種条件を明ら かにすることを目的として定めるものとします。

(継続雇用の条件)

第 2条 定年後も引き続き雇用されることを希望する労働者(正規労働者及びパートタイム労働者)の継続雇用については、次の各号の基準を満たした場合に該当するものとします。

①直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと

(職場および職種の決定)

第 3条 就業の場所や業務の内容は、定年時に遂行していた勤務の場所および職種を継続することを原則としますが、労働者の希望も勘案しながら決定します。

(職場および職種の変更)

第 4条 就業の場所や業務内容に変更が生じた場合は、文章によりその内容を明示し、さらに労働者の意見を聴取して決定するものとします。

(手続き)

第 5条 継続雇用を希望する労働者は、定年の2か月前までに文章により申し出ることとします。その上で、労働条件通知書を交付し、この労働条件通知書に納得して承諾(署名)すれば手続きは完了します。

(身分)

第 6条 定年後に継続雇用された労働者は正規労働者(週40時間労働の者)又はパートタイム労働者(週40時間労働未満の者)として勤務するものとします。

(給与)

第 7条 定年時の業務(役職を含む)をそのまま継続する場合には、給与は定年時の10割を支給するものとします。役職が外れて責任が軽減されたり、業務量が削減されたりした場合には、その責任の程度やその業務量に応じた基準で給与を支給するものとします。

(昇給)

第 8条 正規労働者の昇給はないものとします。ただし、パートタイム労働者については、 別に定めるパートタイム労働者の時間給目安表に該当すれば昇給することがあるもの とします。

(賞与)

第 9条 賞与は、法人の業績が良好な期の場合には、勤務成績、職務遂行能力等を考慮して支給するものとします。

- 2 賞与を支給する場合は、年2回、7月及び12月に支給するものとします。
- 3 パートタイム労働者は、正規労働者と同一の業務は同一基準で、違いがあれば違いに応じた基準で支給するものとします。

(年次有給休暇)

第10条 有給休暇は、引き続き勤務しているものとして算定し、労働基準法等の法律の定めを適用するものとします。

(福利厚生等)

第11条 慶弔休暇、服務規律、表彰・制裁などは就業規則を準用するものとします。

(解雇)

第12条 解雇の定めについては、就業規則を準用するものとします。

(退職金)

第13条 退職金は、定年時に精算して支給するものとします。よって、継続雇用期間中における退職金は支給されないものとします。

(休日)

第14条 当法人は、4週間単位の変形労働時間制のうち4週8休を採用していることから、これに準ずるものとします。

(社会保険)

第15条 雇用保険への加入は、1週間の所定労働時間が20時間以上引き続き勤務する場合に加入するものとします。厚生年金、健康保険、介護保険への加入は、所定就労時間が通常の就労者の4分の3以上の場合に加入するものとします。

2 労災保険は前項に係わらず加入するものとします。

(その他)

第16条 この規程に定めない事項は就業規則に準ずるものとしますが、何か疑義が生じれば誠意をもって話し合うものとします。

- この規程は平成21年 9月10日から施行します。
- この規程は平成27年 4月 1日から変更します。
- この規程は平成30年10月 1日から変更します。
- この規程は令和 1年 6月 1日から変更します。
- この規程は令和 6年 4月 1日から変更します。